○東北地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
いわき市平上荒川字草木一八三番一から同市平上荒川字林作一九九番三三まで	前	一三・一〇〜一〇八・七〇メートル	
	後	一三・二〇〜一〇八・七〇メートル	
	前	○・五四〇キロメートル	
	後	○・五四〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　供用開始の区間　いわき市平上荒川字草木一八三番一から同市平上荒川字林作一九九番三三まで

(二)　供用開始の期日　平成二十三年一月十八日

(三)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十八日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
仙台市青葉区作並字檀ノ原一番一から同市青葉区作並字神ノ前西八番三まで	前	A　九・二〇〜一一・二一メートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　九・二〇〜一一・二一メートル	
		B　一三・一〇〜五八・九五メートル	
		○・三五六キロメートル	
		○・三五六キロメートル	
		○・三四二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から住所等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　住所の変更

変更前	兵庫県神戸市中央区雲井通五丁目三番一号
変更後	兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月二十九日

四(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	兵庫県神戸市中央区雲井通五丁目三番一号
変更後	兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目一番一号

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月二十九日

○近畿地方整備局告示第十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人神戸市防災安全公社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	竹本　成徳
変更後	今津　成生

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月五日

○近畿地方整備局告示第十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年一月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　19

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社Ｉ－ＰＥＣ

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	岡崎　秀昭
変更後	桑原　勝俊

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月二十日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	岡崎　秀昭
変更後	－

(2)　変更年月日　平成二十二年十一月二十日